

平成11年12月9日

痴呆対応型共同生活介護の報酬設定についての意見書

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会部会長 井形 昭弘 様
介護給付費部会部会長 星野 進保 様

橋 本 泰 子

痴呆性高齢者介護の問題については、今後、特に重要な課題として取り組まれるべきと考える。

その中であって、痴呆性高齢者のグループホームは、小規模な共同生活を支援するものであり、家庭的な雰囲気で行われるサービスとして、今後ますます重要性を増してくる。

ところが、現行制度におけるグループホームの運営費補助額は、実態に即したものとなっておらず、低く評価されていると言わざるを得ない。

グループホームは少人数に対するサービスであることから、スケールメリットがはたらきにくく、また、定員を1名でも欠くと、経営に大きな支障をもたらす。そのような実態も踏まえた上で、検討することが重要である。

したがって、今後、介護報酬に関する審議を行うにあたっては、実態に即して、現行制度の補助単価を大幅に上回る単価が設定されるべきと考える。